

■市の機構改革について

■組織機構改革について（案）

1 趣旨

- 令和4年に「こども基本法」、「こども家庭庁設置法」が成立し、こどもまんなか社会の実現に向けて、令和5年4月にこども家庭庁が創設されました。
- 併せて児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月に全市町村において、こどもや子育て世帯を包括的に支援する拠点として「こども家庭センター」の設置に努めることが義務付けられました。より分かりやすく、効率的・機能的な子育て施策体制の整備を行うため、「こども家庭センター」の設置を軸に、子育て世帯への一元的な支援を目指し、組織機構改革を実施します。
- 児童保育課については、令和6年4月から教育委員会より幼稚園業務の事務移管を行うことにより、地方公共団体の機構簡素化、能率的事務処理、地方公共団体の一体的運営の確保をしていくものです。

2 施行日 令和6年4月1日

3 組織案（令和6年度の課名及び係名は仮称）

【令和5年度】

| 子育て支援課 | 健康推進課 |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 児童家庭係 | 母子保健係 |
| { 子ども家庭総合支援拠点 } | { 母子保健コーディネーター (子育て世代包括支援センター) } |
| { 子育てコンシェルジュ (子育て世代包括支援センター) } | |
| 子育て支援係 | 成人保健係 |
| 保育係 | 庶務係 |

【令和6年度】

| 【新設】こども家庭課 | 【新設】児童保育課 |
|---------------|-----------|
| 母子保健係 | 子育て支援係 |
| こども育成係 | 幼児保育係 |
| { こども家庭センター } | |

■ 教育委員会が所管している、幼稚園に関する業務が児童保育課へ移管。

| 移管元 | | 移管先 | |
|--------------|-------|-------|--------|
| 教育委員会 教育部 | 学校教育課 | 健康福祉部 | 児童保育課* |

(※) 新設される課

<幼稚園業務の事務移管に係る法的根拠について>

地方自治法第180条の7（事務の委任等）に基づき、「清須市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」を令和6年4月1日施行で新規制定し、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である健康福祉部の職員において補助執行します。